

旅行条件書

ご旅行をお申込みの際には、必ずこの旅行条件書をご確認のうえ、お申込みください。

この書面は、旅行業法第 12 条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は同法第 12 条の5により交付する契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、青い森鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行条件につきましては、この本旅行条件書によるほか、パンフレット類(日程表が記載)または確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供をうけることができるように、手配及び旅程管理を行うことを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、本項(4)のお申込金(お一人様につき)を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料、または違約料の一部として取扱います。
- (2) お客さまが旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申込み時に申し出てください。当社は合理的かつ可能な範囲内でこれに応じます。なお、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は、お客さまの負担といたします。
- (3) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内(または当社が別に定めた期間内)にお申込書とお申込金を提出していただいた時点で契約の成立とします。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (4) 銀行口座への振り込みによりお支払いいただく際にかかる手数料は、お客さま負担となります。

(5) お申込金(お一人様)

旅行代金	お申込金
1万円未満	3,000 円以上
1万円以上3万円未満	6,000 円以上
3万円以上6万円未満	12,000円以上
6万円以上 10 万円未満	20,000円以上
10 万円以上	旅行代金の 20%以上

ただし、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

3. お申込条件

- (1) 18 歳未満の方が 1 人または親権者以外の方と同行の旅行に申込みされる場合は、親権者の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には、原則として親権者の同行が条件となります。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) 血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は医師の診断書を提出していただくことがあります。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合はご参加をお断りさせていただくか、または同伴者の同行を条件とする場合があります。
- (4) お客さまがご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診察または加療を必要と判断する場合は、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- (5) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) 他のお客さまに迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申

込みをお断りする場合があります。

- (7) お客様が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客様が当社に対して、暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) 健康を書している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (11) 本項(10)のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (12) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた特別な措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様負担とします。

4. 契約の成立と書面の交付

- (1) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し第2項(4)のお申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 本項(1)の規定に係らず、通信契約においては当社が

契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

- (3) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しいたします。
- (4) 旅行契約が成立した場合、このご旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

5. 確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降のお申込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当確定書面に記載するところに特定されます。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から、問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに応じます。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2) 銀行口座への振り込みによりお支払いいただく際にかかる手数料は、お客様負担となります。

7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金になります。
- (2) 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発

日とご利用人数でご確認ください。

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただし、お客さま負担と明示したものは除きます。

- (1) 航空機、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃、料金
- (2) 旅行日程に明示した空港、駅、港とホテル・旅館の間の送迎バス料金
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料
- (6) 団体行動中の心付
- (7) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

上記諸費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第 8 項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(各種運輸機関で定めた重量・大きさ・個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報、電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 別途希望により 1 人部屋を使用される場合の追加料金
- (5) 希望者のみ参加する別途料金のオプションツアー等の経費
- (6) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7) 任意の旅行傷害保険料

10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することが

あります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。
- (2) 当社は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更または第 10 項の規定に基づく旅行の実施に要する費用(契約内容の変更に伴い発生する取消料・違約料その他必要な費用を含みます。)の増加を伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。)がなされた時、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

12. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費を申し受けます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾した時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客さまの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。なお、当社は旅行サービス機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替を承諾できない場合があります。

13. お客さまによる旅行契約の解除

- (1) お客さまはいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約を解除することがで

きます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み営業所の営業時間内にお受けします。この場合、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)から所定の取消料を差引き払い戻しいたします。旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となり、参加人員の変更により、旅行代金の差額が発生した場合も、取消料と併せてその差額代金をいただきます。また、当社の責任とならない事由によりお取り消しになる場合も下記の取消料をお支払いいただきます。

旅行契約の解除日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあたっては11日目）	無料
	② 20日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあたっては10日目） （③～⑥を除く）	旅行代金の20%
	③ 7日目にあたる日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の30%
—	④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤ 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

ただし、宿泊のみのコースの場合は下記のとおりです。

旅行契約の解除日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) 6日目にあたる日以前の解除	無料
	(2) 5日目にあたる日以降の解除（(3)～(5)を除く）	旅行代金の20%
	(3) 3日目にあたる日以降の解除（(4)～(5)を除く）	旅行代金の30%
—	(4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	(5) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) お申込金のみで本項(1)の取消料がまかなえないとき

は、その差額を申し受けます。

(3) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

- ① 契約内容変更が第20項の表中(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。
- ② 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社がお客さまに対し、第5項(1)で定める期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4) 旅行開始後

- ① お客さまのご都合により途中で契約を解除または一時離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客さまの責に帰さない事由により契約書面、またはパンフレット等に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは本項(1)の規定によらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは第13項(1)の取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 旅行開始前

当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

- ① お客さまが、当社があらかじめ、明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④ お客さまが、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における必要な積雪量等の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧ お客さまが、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ⑨ お客さまが、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑩ お客さまが、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときにおいて、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)がある

場合は、当該旅行代金(あるいは申込金)から第13項(1)の取消料相当額の違約料を差し引いて払い戻しいたします。

(4) 旅行開始後

当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客さまに理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻しいたします。

- ① お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- ② お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他のお客さまに対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ お客さまが、本項(2)の⑨から⑩までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。また、本項(4)の①または④の場合により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて、お客さまのご負担で出発地に戻るための必要な手配を引き受けます。

15. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項により旅行代金を減額した場合、または上記の当社あるいはお客さまによる旅行契約の解除において、お客さまに対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し当該金額を払い戻します。
- (2) 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任及び免責事項)

または第 22 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込営業所に払戻しをお申し出ください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができない場合があります。

16. 旅程管理

添乗員は同行いたしません(現地係員が対応することがあります)。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券を出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。この場合の当社への連絡方法は、契約書面または確定書面にてご案内いたします。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

18. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

(3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られました場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- a) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- b) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれ

らのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

c) 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更・中止

d) 自由行動中の事故

e) 食中毒

f) 盗難

g) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

19. 特別補償

(1) 当社は、第18項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、企画旅行契約約款の特別補償規程に定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) 本項(1)の損害について、当社が第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3) お客様が企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、ハングライダー搭乗などによるものであるときは、当社は本項(1)の補償金、見舞金を支払いません。ただし、当該運動が企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅程保証

(1) 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①から③に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。

② 第 13 項から第 14 項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 下表左欄(1)～(8)の項目につき「1 件」とは、運送機関の場合は 1 フライト、1 乗車、1 乗船につき、また宿泊機関については、1 泊につき、その他のサービス提供内容の場合は、各変更項目 1 変更につき、それぞれ 1 件として数えます。従って同一旅行の中で複数の補償もあり得ます。

(3) 下表の右欄「1 件あたりの率」とは、1 件あたりの「旅行代金」に対する率をいいます。また、上段記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下段記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

(4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がお客さま 1 名に対して 1 企画旅行につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15% を乗じて得た額を上限とします。また、お客さま 1 名に対して 1 企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 上段:旅行開始前 下段:旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行出発日または旅行終了日の変更	1.5% 3.0%
(2) 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0% 2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等	1.0% 2.0%

級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0% 2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0% 2.0%
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0% 2.0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0% 2.0%
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5% 5.0%

注 1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注 2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注 3: (3)または(4)に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4: (4)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5: (4)または(6)若しくは(7)に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

注 6: (8)に掲げる変更については、(1)から(7)までの率を適用せず、(8)によります。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、違約料その他の支払いの有無にかかわらず、当社はお客様に対し損害の賠償を請求します。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者にお申し出ください。
- (4) クーポン券類を紛失された場合は、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

23. その他

旅館・ホテル等において、お客様が料理、飲み物、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等相当額が課せられます。

24. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

25. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそ

れらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。

- (2) 取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された国内旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (3) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、ならびに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び第5項(1)の最終日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、1)当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い 3)アンケートのお願い 4)特典サービスの提供 5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (5) 当社は、手配代行業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託いたします。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様

まへの連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社の関連事業との間で共同して利用させていただきます。当社の関連事業は、それぞれの企業の営業案内、お客さまのお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがあります。

27. その他

- (1) お客さまが個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
- (2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) お客さまが、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客さまに依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客さまご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 18 項(1)及び第 22 項(1)の責任を負いません。

29. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社ホームページをご覧ください。当社へご請求ください。

国内旅行業取扱管理者とは、お客さまの旅行を取扱う営業所の取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点がありましたら、ご遠慮なく営業所の取扱管理者におたずねください。

【旅行企画・実施】

青い森鉄道株式会社 本社営業所

〒038-8550 青森県青森市篠田一丁目6番2号

青森県知事登録旅行業 2-143 号

国内旅行業取扱管理者 加藤 健太郎

2024.05